

レンタカー貸渡約款細則

一般社団法人海士町観光協会（以下「当協会」といいます）は、レンタカー貸渡約款（以下「約款」といいます）第37条第1項の細則として、本細則を定めます。

借受人（借受け申込者を含みます）又は運転者（以下各々「借受人」「運転者」といいます）は、本細則の内容を承諾し、これにしたがうものとします。

第1条 予約（約款第2条、第4条、第5条関係）

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、以下の方法により予約の申込を行うことができます。

- 1) インターネット上の当協会ホームページに開設された予約申込フォーム
- 2) 当協会の電話窓口
- 3) 当協会の営業所窓口

2 当協会は、借受人から予約の申込を受けた際に、免許証再発行回数等の理由により貸渡しを拒否することができるものとします。

3 借受人が、予約の申込の際に、運転者付きの貸渡しや運転者の紹介又は斡旋を依頼された場合であっても、法令の定めるところにより、当協会はそれを承諾することはできないものとします。

4 当協会は、借受人から予約の申込を受け、それを承諾した際に、借受人から下記の表のとおり、予約申込金を申し受けます。

予約申込金	予約乗車日の7日以上前	無料
	予約乗車日の6日～3日前	基本料金の20%
	予約乗車日の2日前～前日	基本料金の30%
	予約乗車日の当日	基本料金の50%

5 当協会は、借受人から予約取消の申込みを受け、それを承諾した際に、借受人から下記の表のとおり、予約取消手数料を申し受けます。

予約取消し 手数料	予約乗車日の7日以上前	無料
	予約乗車日の6日～3日前	基本料金の20%
	予約乗車日の2日前～前日	基本料金の30%
	予約乗車日の当日	基本料金の50%

6 当協会の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当協会は予約取消手数料と同額の違約金をお支払いいたします。

第2条 届出事項の変更（約款第8条関係）

借受人は、貸渡契約締結時の届出事項に変更が生じたときには、すみやかに当協会に対し、当該変更を届け出るものとします。

2 借受人は、前項の届出がなく、当協会が借受人及び運転者と連絡が取れない事態が生じたとき、貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます）を直ちに当協会に返還する義務を負うものとします。

3 借受人は、前項にある事態が生じたとき、当協会がレンタカーを引き上げることに予め同意をするものとします。

4 当協会が、前項のとおり、レンタカーの引き上げを行ったとき、車両の移動、保管、引き取り等に要した費用を負担した場合には、当協会は借受人又は運転者に対し、その金額を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当協会の指定する期日までにそれを支払うものとします。

第3条 貸渡料金の支払方法（約款第8条、第10条関係）

貸渡料金は、原則として、前納制とします。

2 貸渡料金の支払方法は、下記のいずれかによるものとし、支払に要する手数料等の一切は借受人が負担するものとします。

- 1) 当協会の営業所窓口にて現金による支払い
- 2) 当協会が指定する口座へ銀行振込みによる支払い
- 3) その他、当協会が指定した支払方法による支払い

第4条 貸渡料金の算出方法（約款第11条関係）

当協会は、レンタカーの貸渡料金を、当協会の定める料金表に従い算出するものとします。

第5条 借受期間の変更（約款第12条、第21条関係）

借受人は、借受期間を延長しようとするときは、予め当協会に連絡し、当協会の承諾を受けるものとする。

2 借受人は、当協会から借受期間の延長について承諾を受けた場合、延長した借受期間に対応する貸渡料金を、延長日当日の営業時間内までに、本細則の第3条に規定された方法により前納するものとします。

3 借受人は、前項の期限までに貸渡料金を支払わない場合、レンタカーを直ちに当協会に返還する義務を負うものとします。

4 借受人は、前項にある事態が生じたとき、当協会がレンタカーを引き上げることに予め同意をするものとします。

5 当協会が、前項のとおり、レンタカーの引き上げを行ったとき、車両の移動、保管、引き取り等に要した費用を負担した場合には、当協会は借受人又は運転者に対し、その金額を請求するものとします。この場合、借受人又は運転者は、当協会の指定する期日までにそれを支払うものとします。

第6条 レンタカーの点検整備（約款第13条、第16条）

借受人又は運転者は、毎日レンタカー使用前に、道路運送車両法第47条の2に規定された日常点検整備を実施のうえ、冷却水及びエンジンオイルの補充、タイヤの空気圧の調整等、必要な整備を実施するものとします。

2 借受人及び運転者は、貸渡期間中に行われる、道路運送車両法第48条に規定された定期点検整備については、当協会において実施することを予め承し、法令で定められている期間内には、レンタカーを当協会の指定する工場まで入庫するものとします。

第7条 その他の禁止行為（約款第17条）

当協会は、借受人及び運転者並びに同乗者に対して次に掲げる行為を禁止いたします。

- 1) レンタカー内での飲食
- 2) レンタカー内での喫煙
- 3) ケージに入っていないペットの乗車
- 4) 車中泊
- 5) その他著しい汚損又は臭気等でレンタカーを清掃しなければ使用できなくなるような行為

第8条 レンタカーの返還（約款第5章関係）

借受人又は運転者は、燃料をいっぱいまで給油した状態でレンタカーを返却するものとします。

2 返却時に燃料がいっぱいまで給油されていない場合、借受人又は運転者は、料金表に定められた当協会規定の金額を支払うものとします。

3 借受人又は運転者は、レンタカー返却時にレンタカーに貸渡時には存在しなかった通常洗車で落とせない付着物、臭気等がある場合には、その清掃料を負担するものとします。

4 借受人又は運転者は、レンタカー返却時までにはレンタカーの鍵又は付属品及び当協会にて貸出を行った特別装備を破損又は紛失した場合には、その修理ないし交換に必要な一切の費用を負担するものとします。

5 借受人及び運転者は、本細則に基づき当協会がレンタカーを引き上げる場合、当該レンタカー内に残置された私物の取扱いはつぎのとおりとすることに予め同意し意義を述べないものとします。

- 1) 引き上げ日から起算して3日間は当社において保管するものとします。保管期間内に、当協会の営業窓口にて引き取りがなされない場合には、当該私物の所有権を放棄したものとみなし、当協会において処分いたします。
- 2) 全号の処分には要した費用は借受人の負担とする。

6 約款および本細則による返還義務に反し、借受人及び運転者がレンタカーを返還しない場合、当協会は直ちに法的処置を講ずるものとします。この法的手段に要する費用は借受人の負担とします。

第9条 休車補償（約款第5章、第6章関係）

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの事故、盗難、借受人又は運転者の過失によるレンタカーの故障、汚損等により、レンタカーに修理や清掃等の必要が生じ、当協会がそのレンタカーを使用できなくなる場合、すみやかに、当協会に対し、その使用できない期間の営業補償（休車補償）として料金表に定められた当協会規定の金額を支払うものとします。

2021年00月00日施行